

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
肱川の減災に係る取組方針
(案)

【第5版】

平成29年12月26日

肱川大規模氾濫に関する減災対策協議会

〔大洲市、伊予市、西予市、砥部町、内子町、
愛媛県、気象庁、四国地方整備局〕

取組方針の見直し作業

取組方針の見直しに関する主な内容

- 第4版に対し、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画に基づき、現在の取組方針の見直しを実施。
- 見直しに当たっては、以下に示す緊急行動計画(27項目)について、「今後の進め方及び数値目標等」に示されている対応を踏まえ、現在の取組方針との整合を確認し、緊急行動計画の内容を反映すべきものがあれば、反映する。
- 反映した項目について、各構成員において改めて実施内容を策定。

(1) 水防災意識社会再構築ビジョン協議会の設置
(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組
① 情報伝達、避難計画等に関する事項
2. 洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)
3. 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)
4. 水害危険性の周知促進
5. ICTを活用した洪水情報の提供(プッシュ型配信)
6. 隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等
7. 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施
② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項
8. 想定最大規模の洪水に掛かる浸水想定区域図等の作成と周知
9. 水害ハザードマップの改良、周知、活用
10. 浸水実績等の周知
11. 防災教育の促進
③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項
12. 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備
13. 決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)
14. 河川防災ステーションの整備

※(6)の5項目については、国の支援内容であり、本取組方針へ反映する項目ではないことから対象外

(3) 的確な水防活動のための取組
① 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項
15. 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認
16. 水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)
17. 水防訓練の充実
18. 水防団間での連携、協力に関する検討
② 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項
19. 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実
20. 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)
(4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組
21. 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等
22. 浸水被害軽減地区の指定
(5) 河川管理施設の整備に関する事項
23. 堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)
24. 決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)
25. ダム再生の推進
26. 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保
27. 河川管理の高度化の検討
(6) 減災・防災に関する国の支援
28. 水防災意識社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援
29. 代行制度による都道府県に対する技術支援
30. 適切な土地利用の促進
31. 災害時及び災害復旧に対する支援
32. 災害情報の地方公共団体との共有体制強化

取組方針の見直しに関する主な内容

取組方針の見直しに関する主要内容

具体的な取組の柱

事項

緊急行動計画		取組方針への 反映の必要性	改訂案	
項目	今後の進め方及び数値目標等		具体的取組	目標時期

1) ハード対策の主な取組

■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

12. 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川監視用カメラの配置計画を見直し（設置目的に応じた性能最適化・集約化等）、順次整備を実施。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会の場等を活用して、河川監視用カメラ配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。 	変更	<ul style="list-style-type: none"> 国管理区間については、避難行動に必要な映像提供を考慮した河川監視用カメラの配置計画を見直し（設置目的に応じた性能最適化・集約化等）、順次整備を実施。 県管理区間については、協議会の場等を活用して、河川監視用カメラ配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。 	平成28年度から検討
--------------------------	--	----	---	------------

取組方針の見直しに関する主要内容

具体的な取組の柱

事項

緊急行動計画		取組方針への 反映の必要性	改訂案	
項目	今後の進め方及び数値目標等		具体的取組	目標時期

1) ハード対策の主な取組

■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

<p>26. 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保</p>	<p><樋門や水門等の無動力化・遠隔操作化等の推進> 【国管理河川】 ・平成29年度内にフラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。 【国・都道府県管理河川共通】 ・平成29年度内に津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の自動化・遠隔操作化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。 <確実な施設の運用体制確保> 【国管理河川】 ・市町村以外で操作委託が可能な団体について検討を実施。</p>	<p>追加</p>	<p>・フラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。 ・国管理区間においては、市町村以外で操作委託が可能な団体について検討を実施</p>	<p>平成29年度から検討実施</p>
---------------------------------	--	-----------	--	---------------------

取組方針の見直しに関する主要内容

具体的な取組の柱

事項

緊急行動計画		取組方針への 反映の必要性	改訂案	
項目	今後の進め方及び数値目標等		具体的取組	目標時期

2) ソフト対策の主な取組 ①円滑かつ迅速な避難行動のための取組

■情報伝達、避難計画等に関する取組

4. 水害危険性の周知促進	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」にとりまとめ。 ・平成33年度を目途に、市町村の役場等に係る河川の内、現在、未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供（水害危険性の周知）。（既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ約2,500河川で水害危険性を周知。） ・毎年、協議会において、水害危険性の周知の実施状況を確認。 	追加	<p>県管理区間については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施し、「取組方針」にとりまとめ。 ・市町村の役場等に係る河川の内、未指定の河川において簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供。 ・毎年、協議会において、水害危険性の周知の実施状況を確認。 	<p>「取組方針」にとりまとめ →平成30年出水期までに 河川水位等の情報を提供→平成33年度を目途 実施状況確認 →毎年</p>
---------------	---	----	--	---

水害危険性の周知促進

地域の水害危険性の周知に関するガイドライン(H29.3)

河川の状況に応じた簡易な方法等により、都道府県が市町村等に浸水想定や河川水位等の情報を提供する方策、すなわち水害危険性を周知する方策をまとめたガイドラインを策定。

＜水害危険性の周知の基本的な考え方＞

【平常時】

浸水想定を提供(都道府県)

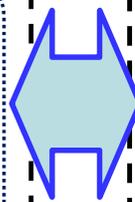
- ・想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図
- ・その他の氾濫シミュレーション図
- ・浸水実績に係る情報



洪水浸水想定区域図



浸水実績図

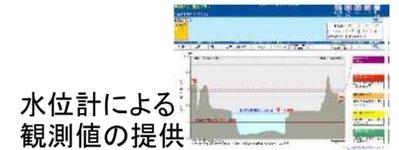


組合せ

【洪水時】

河川水位等の情報を提供(都道府県)

- ・水位計による観測値を収集し提供
- ・水位センサー等で水位を検知し、現地のアラーム設備で発信
- ・橋梁等への目印で河川水位の情報を表示
- ・雨量情報を活用し、氾濫の危険に係る情報を提供

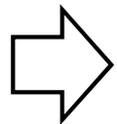


水位計による観測値の提供

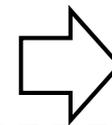


橋梁の目印

等



地域にどのような水害が発生する可能性があるかを理解(市町村等)



現に水害が発生する事態になっていることを把握(市町村等)

避難の判断に資する情報を提供する河川を早期に拡大

概ね5年で実施する取組

県管理区間については、

- ✓ 指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施し、「取組方針」にとりまとめ。
- ✓ 市町村の役場等に係る河川の内、未指定の河川において簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供。
- ✓ 毎年、協議会において、水害危険性の周知の実施状況を確認。

取組方針の見直しに関する主な内容

具体的な取組の柱

事項

項目	緊急行動計画	取組方針への 反映の必要性	改訂案	
	今後の進め方及び数値目標等		具体的取組	目標時期

2) ソフト対策の主な取組 ①円滑かつ迅速な避難行動のための取組

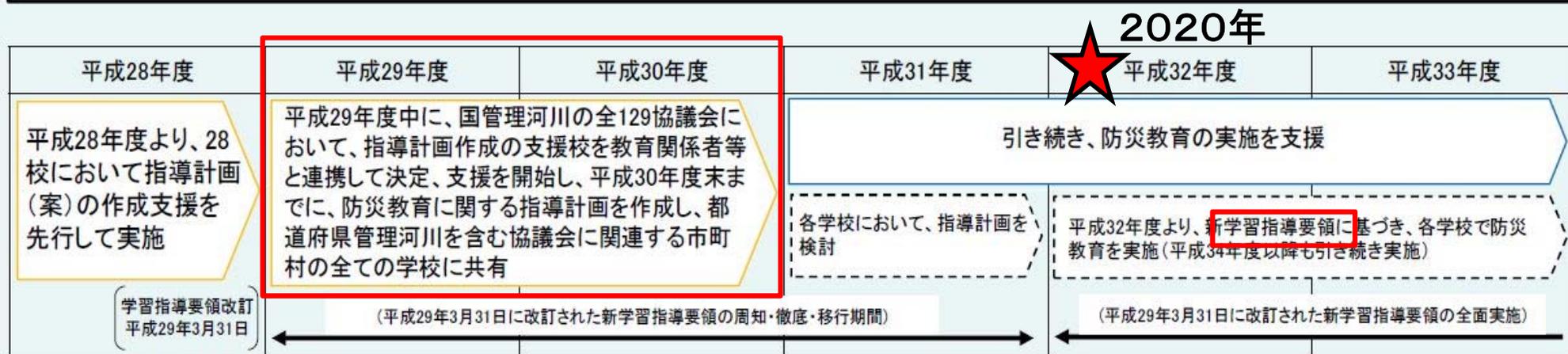
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組

11. 防災教育の促進	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手。 <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。（防災に関する内容が強化された新学習指導要領に基づく授業がH32年度から開始されることも念頭に実施） 	変更	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校及び自治会等における洪水被害の歴史等を踏まえた水災害教育を実施 防災教育に関する支援を実施する学校を決定し、指導計画の作成支援に着手。作成した指導計画を関連市町村における全ての学校に共有 	<p>指導計画の作成支援→平成29年度</p> <p>指導計画を全ての学校に共有→平成30年度末</p>
-------------	---	----	--	--

防災教育の促進

防災教育の促進

- 平成29年度中に、国管理河川の全129協議会において防災教育に関する指導計画作成の支援校を教育関係者等と連携して決定し、支援を開始
- 平成30年度末までに、作成した防災教育に関する指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有



【今後のスケジュール】・・・対象は小学校4、5年生

○H29・・・指導計画作成のモデル支援校を1つ、小学校と授業内容協議

○H30上半期・・・モデル支援校で防災教育を実施し

○H30下半期・・・実施内容を協議会内の全ての小学校に共有

○H31・・・全ての小学校で指導計画作成 ※県河川は県が連携実施予定

○H32・・・全ての小学校で防災教育を実施

防災教育の促進

- 肱川流域における指導計画作成のモデル支援校については、「菅田小学校」を選定。
- 国土交通省により、「指導計画書」「発問及び板書計画書」「教師用解説書」の3点セットを作成。
また、必要に応じて、授業で扱う専門的な知識の補足説明や、現地説明会等、教員向けの支援を実施する予定。
- 現在、指導計画作成に向け、「菅田小学校」と鋭意打合せを実施中。
- 平成30年4月から「菅田小学校」において、試行授業を実施予定。
- 試行授業の結果を踏まえ、肱川流域への展開を図る。

【指導計画イメージ】

「自然災害のおこりやすい国土」(1/3)	
1. 本時の位置づけ	4年生社会「自然災害からくらしを守る」(全3時間)の導入の時間として位置づける。
2. 指導のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・自然は、私たちのくらしを豊かにしてくれるときもあるが、災害時には私たちのくらしに被害をもたらすこともある。 ・大きな洪水が発生した際には大洲市も浸水してしまう危険性があり、私たちの生活や産業などに多大な影響を及ぼす可能性がある。 ・それぞれの自然災害には、自然災害が発生する要因として、国土の地形や気候が関係している。 ・その中で大洲市に該当するものを考えてみる。 ・自然災害には、地震災害、津波災害、風水害(洪水氾濫・土砂災害)、火山災害、雹害、竜巻、かんばつなどがある。
3. 学習方法の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT(大型TV)の活用 ・グループ単位での学習
4. 本時のねらい	日本が発生しているさまざまな自然災害について知る。自然災害の発生と国土の地形や気候との関係を考える。地形や気候から、大洲市の自然災害(風水害)の特性を考える。
5. 教科書(東京書籍「新編社会3・4下」)における扱ページ	

【発問及び板書計画イメージ】

配分時間	教師の発問(児童の反応)	教材	指導上の留意点等
まとめ(5分)	<p>黒板貼り付け:【写真】自然さい害(地しん、つ波、ふん火)</p> <p>T: そうですね。このように日本ではこう水だけではなく、さまざまな災害が起っており、私たちの生活に大きな被害をもたらすかもしれませんね。</p> <p>T: では、今日の学習で分かったことを、ノートにまとめてください。 <u>※今日の学習で分かったことをノートにまとめる時間(1分程度)</u></p> <p>T: ノートにまとめたことを発表してください。</p> <p>(Q: こう水は私たちの身近なところでも起こる自然さい害であることがわかりました)</p> <p>(Q: こう水が起るとわたしたちの生活や産業に大きなえいきょうがでることがわかりました)</p> <p>(Q: こう水の起こる原因は、雨など気候によるものと川の勾配などの地形などによるものだとわかりました)</p> <p>(Q: 龍川でこう水が起ると、その周り(とくに中流部)ではひびが大きくなるかもしれないということがわかりました)</p> <p>(Q: 台風がきたり、大雨がふったときには、こう水だけでなく、土砂さい害や高瀬さい害や波濤さい害も起こるかもしれないということがわかりました)</p> <p>(Q: こう水や土砂さい害や高瀬さい害や波濤さい害をまとめて風水害ということがわかりました)</p> <p>(Q: 日本ではさまざまな自然さい害が起るとということがわかりました)</p> <p>T: それでは、今日のまとめです。</p> <p>まとめ: わたしたちの身近なところや日本では地しんや風水害などさまざまな自然さい害が起っている。風水害などの自然さい害が起るとわたしたちの生活や産業に大きなえいきょうがでる。これらのさい害は日本の気候や地形などが関係している。</p>		

<板書計画>



【教師用解説イメージ】

〇 龍川の概要

龍川流域について

龍川は、愛媛県の西南部に位置し、その源を愛媛県西予市の島坂峠(標高460m)に発し、途中、四国山地の1,000mを越す標高部を源流とする小田川、船戸川など多くの支流を含みながら大洲盆地を貫流して、伊予灘に注いでいる愛媛県一の大河川です。

龍川は、その名が示すように中流部において「ひび」のように大きく曲がっており、幹川流路延長103kmに対して、源流から河口までの直線距離はわずか18kmしかありません。また、龍川流域の大部分を山地が占める割には川の傾斜がとて穏やかで、野村盆地から大洲盆地、大洲盆地から瀬戸内海には両側から山が迫り、川幅が狭いV字谷が形成されている、全国的にも珍しい河川です。加えて、流域面積の割には支流が多いこと(474本 全国5位)も特徴の一つとなっています。

龍川流域の約90%は山地であり、土地利用は大半が山林で、田畑や宅地の占める割合は小さくなっています。龍川中流域に位置する大洲市東大洲地区は、平成5年「八幡浜・大洲地方拠点都市地域」の指定を受け、内陸型の産業拠点地域として、多くの企業が進出し、新たな雇用が生まれています。

【図：龍川の流域図】

画像：龍川水系河川整備計画(中下流圏域)より

取組方針の見直しに関する主な内容

具体的な取組の柱

事項

緊急行動計画		取組方針への 反映の必要性	改訂案	
項目	今後の進め方及び数値目標等		具体的取組	目標時期

2) ソフト対策の主な取組 ①円滑かつ迅速な避難行動のための取組

■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組

10. 水害リスク情報（浸水実績等）の周知	【都道府県管理河川】 ・平成29年度中に協議会の場等において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知。	追加	・各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知	平成29年度
-----------------------	---	----	---	--------

水害リスク情報（浸水実績等）の周知

浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知等

- 水防法の一部改正により、住民等の的確な避難の判断等に資するよう、洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報として住民等へ周知する制度を創設。

	リアルタイムの予報又は水位周知	水害リスク情報の周知	避難確保との連動
洪水予報河川 (法10条、11条) 水位周知河川 (法13条)	○	○ (シミュレーションに基づく洪水浸水想定区域の指定)	○ (浸水想定を踏まえた避難場所の設定等)
上記以外の河川のうち市町村長が必要と認める河川 (今回措置)	—	○ (浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知)	—

＜過去の浸水実績図 茨城県東海村＞



「避難すべき住民等が居住する住宅や高齢者等の防災上の配慮を要する者が利用する施設が近傍にある河川」等を想定

市町村長による浸水実績等の把握

- ✓ 過去の浸水実績等に係る調査結果を参考にして、浸水実績等の把握に努める。
- ✓ 河川管理者は、自らが保有する過去の浸水情報や河川の状況等の情報を市町村長に提供する等、必要な援助を実施。

水害リスク情報の周知

- ✓ 過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民に周知。
- ✓ 周知は、ハザードマップとして配布、電柱や看板等への記載、インターネットでの公表など、地域の実情を踏まえて適切な方法で実施。



電柱に表示
兵庫県新温泉町

概ね5年で実施する取組

- ✓ 各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知

取組方針の見直しに関する主要内容

具体的な取組の柱

事項

緊急行動計画		取組方針への 反映の必要性	改訂案	
項目	今後の進め方及び数値目標等		具体的取組	目標時期

2) ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組

16. 水防に関する 広報の充実（水 防団確保に係る 取組）	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、水防団 員の募集、自主防災組織、企業等の 参画を促すための具体的な広報の進 め方について検討の上、順次実施。	追加	・水防団員の募集、自主防災組織、 企業等の参画を促すための具体的 な広報の進め方について検討の上、 順次実施	平成29年度か ら検討実施
---	--	----	---	------------------

水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）

水防の意義、水防団が抱える課題

○水防の意義

毎年のように水害に見舞われる我が国では、河川管理者が実施する治水施設の整備と市町村・地域住民が実施する水防活動が「車の両輪」となって水害被害の拡大を防いでいる。水防とは自らの地域を自らの手で守る自衛の減災活動であり、その中心となるのが水防団である。

○水防団が抱える課題

このように重要な役割を担っている水防団だが、以下のような課題を抱えている。

- ・水防団員の減少に伴う地域防災力低下に対する懸念
- ・新入団員の確保が困難となり、今後の水防体制確保に懸念
- ・サラリーマン団員増加に伴い、仕事と重なった場合の参集・活動を懸念

概ね5年で実施する取組

- ✓ 水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施

＜H29肱川水防工法訓練の様子＞



月の輪工 消防団班



積み土のう工（改良型） 自主防災班



ロープワーク 自主防災班

取組方針の見直しに関する主要内容

具体的な取組の柱

事項

緊急行動計画		取組方針への 反映の必要性	改訂案	
項目	今後の進め方及び数値目標等		具体的取組	目標時期

2) ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組

<p>7. 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、兵庫県、岡山県、岩手県においてモデル施設を選定し、避難確保計画を作成。とりまとめた知見については、協議会等の場において共有。 ・平成33年度までに対象の要配慮者利用施設（浸水：31,208施設、土砂災害：7,325施設（重複含む）※）における避難確保計画の作成・避難訓練を実施を目指す。（※平成28年3月現在の施設数） ・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認。 ・平成29年7月に「土砂災害防止対策基本指針」を改訂予定。 	<p>目標時期、 実施する機関 を変更</p>	<p>要配慮者利用施設、関係各課と連携した情報伝達訓練及び避難訓練の計画の検討を行うとともに、避難確保計画の作成に向けた支援の検討を実施</p>	<p>平成33年度 までに</p>
--	--	---------------------------------	--	-----------------------

取組方針の見直しに関する主な内容

具体的な取組の柱

事項

緊急行動計画		取組方針への 反映の必要性	改訂案	
項目	今後の進め方及び数値目標等		具体的取組	目標時期

2) ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組

19. 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	【国・都道府県管理河川共通】 ・協議会の場等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。	追加	・浸水想定区域内の災害対策拠点である市町・県・国庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	平成29年度から検討実施
----------------------------------	--	----	---	--------------

取組方針の見直しに関する主要内容

具体的な取組の柱

事項

緊急行動計画		取組方針への 反映の必要性	改訂案	
項目	今後の進め方及び数値目標等		具体的取組	目標時期

2) ソフト対策の主な取組 ③社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化

■排水活動及び施設運用の強化に関する取組

22. 浸水被害軽減地区の指定	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防管理者が浸水被害軽減地区を指定する際の参考となるよう、浸水エリアの拡大を抑制する効用があると認められる土地に係る情報（地形データや氾濫シミュレーション結果等）提供を実施。 ・複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定については、協議会の場等を活用して指定の予定や指定にあたっての課題を水防管理者間等で共有し、連携して指定に取り組む。 	追加	<ul style="list-style-type: none"> ・水防管理者が浸水被害軽減地区を指定する際の参考となるよう、浸水エリアの拡大を抑制する効用があると認められる土地に係る情報の提供を実施 	平成29年度から検討実施
-----------------	---	----	---	--------------

浸水被害軽減地区の指定に関する情報の提供

浸水拡大を抑制する施設等の保全

- ✓ 輪中堤防や自然堤防等が存する区域が、洪水の際に浸水の拡大を抑制する効用を有する場合、水防管理者がこれを浸水被害軽減地区として指定し、保全を図る。
- ✓ 浸水被害軽減地区の保全により、住民避難までのリードタイムを確保し、又は水防団等が土のう積み等を行う箇所を重点化し、もって水災による被害の軽減を図る。

水防管理者による指定

輪中堤防等が存する土地等の区域が浸水の拡大を抑制する効用を有すると認めるときは、これを浸水被害軽減地区として指定。

※ 指定のため、河川管理者が情報提供等の必要な援助を行う

形状変更行為の届出

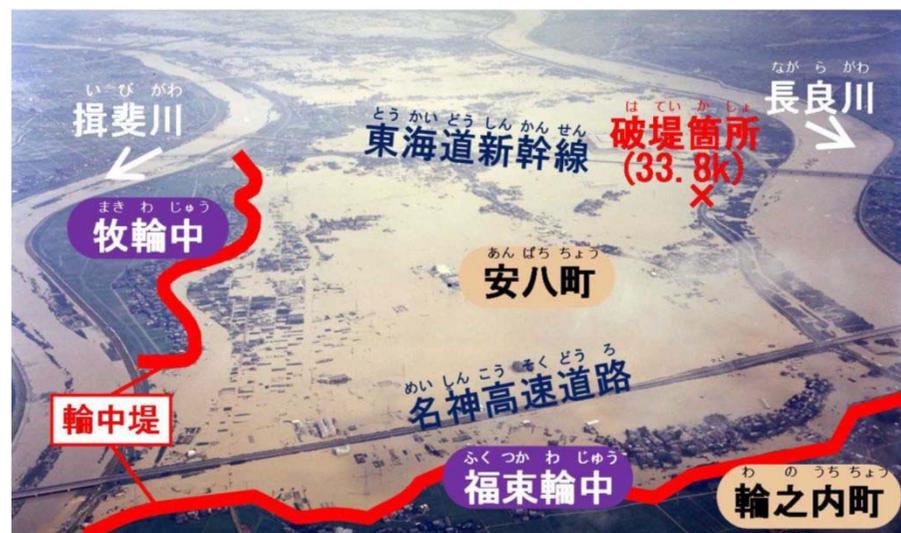
浸水被害軽減地区内の土地の改変、掘削等をしようとする者は、あらかじめ水防管理者にその旨を届出。

水防管理者による指定

届出に係る行為が浸水被害軽減地区の保全の観点から望ましくないと水防管理者が認めるときは、必要な助言又は勧告。

※ 届出をしないで、又は虚偽の届出をして土地の形状変更行為を行った者には罰則

＜輪中堤：昭和51年9月台風17号の際の様子＞



概ね5年で実施する取組

- ✓ 水防管理者が浸水被害軽減地区を指定する際の参考となるよう、浸水エリアの拡大を抑制する効用があると認められる土地に係る情報の提供を実施